

令和2年

目黒区教育委員会

第36回定例会会議録

(令和2年10月27日開催)

第36回目黒区教育委員会定例会会議録

開催年月日 令和2年10月27日

開催場所 教育委員会室

出席委員	教育委員会教育長	関 根 義 孝
	教育委員会教育長職務代行者	笹 尾 敦 夫
	教育委員会委員	櫻 井 道 雄
	教育委員会委員	松 村 眞理子
	教育委員会委員	川 嶋 春 奈

出席職員	教育次長	秋 丸 俊 彦
	教育政策課長	檜 本 達 司
	学校統合推進課長（八雲中央図書館長兼務）	
		関 真 徳
	学校ICT課長	今 村 茂 範
	学校運営課長	濱 下 正 樹
	学校施設計画課長	岡 英 雄
	教育指導課長	竹 花 仁 志
	教育支援課長	細 野 博 司
	統括指導主事	片 山 順 也
	統括指導主事	石 邑 由紀子
	生涯学習課長	千 葉 富美子

書記	佐 藤 洋 一
	森 高 健二郎

(議事日程)

日程第 1	議案第 3 3 号	一般職の任期付職員の採用に関する条例（意見聴取）
日程第 2	議案第 3 4 号	職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例（意見聴取）
日程第 3	報告事項	令和 2 年度教育施策説明会（後期）の説明項目について（案）
日程第 4	報告事項	令和 3 年度隣接中学校希望入学制度申込結果（中間集計）について
日程第 5	報告事項	令和 2 年度前期目黒区立学校におけるいじめの状況について
日程第 6	報告事項	令和 2 年度いじめ問題を考えるめぐろ子ども会議の実施について
日程第 7	報告事項	令和 2 年度前期目黒区立学校における不登校の状況について
日程第 8	報告事項	学校給食使用前食材等の放射性物質検査の結果について

資料配布

- ・ 令和 2 年 1 2 月行事予定表

(午前9時30分開会)

- 教育長 令和2年第36回目黒区教育委員会定例会を開会いたします。
本日の欠席委員、欠席職員はおりません。署名委員は、松村委員
です。
それでは、日程第1を議題とします。

(日程第1 議案第33号 一般職の任期付職員の採用に関する条例(意見
聴取))

- 説明員 (資料により説明)
- 教育長 この件についてご質問等はございませんか。
- 委員 専門的知識や経験を有する者の採用に当たっては、任期付なので、期限が定められているわけですが、任期を定めて、優秀な人材は集まるのでしょうか。現在は、どのような状況なのでしょうか。
- 説明員 先行事例である他区の状況を見ますと、例えば弁護士を課長級で採用し、法務を担当させたり、プロモーション事業の経験者を採用し、その事業に従事させている例もございます。また、昨今では、児童相談所の関係で、専門的知識を有する職員が育成されるまでの間、当該知識を有する者を任期を定めて採用しているといった状況でございます。本区においても、これから必要な事務の知識・経験を有する者を必要に応じて、募集するものと考えてございます。
- 委員 フルタイムではなく、一定の期間又は勤務する曜日を定めて採用することはできるのでしょうか。必ず採用前の雇用先を辞めなくてはならないのでしょうか。優秀な人材を集めることは、非常に難しい上、期限を定めては、人材が集まらないのではないかと心配です。
- 説明員 この任期付職員は、一般職でございますので、副業は禁止されております。ですので、目黒区に採用されている間は、採用前の雇用先を辞めていただくこととなります。委員のご指摘の懸念事項もございますが、自治体に専門職として採用されることは、採用される方のキャリア形成として肯定的に捉えられる傾向がありますので、人材は集まるものと考えてございます。
- 委員 優秀な人材ほど企業側は手放したくないと思いますが、一定の期間なら自治体に採用されることを企業側が承諾した場合、区と

企業側との間で、雇用に関する協定などの取決めを行うのでしょうか。

○説明員 企業に在籍している者が任期付き職員として採用される場合は、元々の雇用先を辞めていただくことが原則となります。ただ、国の機関では、出向や派遣という形で外部の者を事務に従事させる手法もございまして、その手法を地方自治体でも活用できるよう要望を出しているところではございますが、その点については今後の課題であると考えております。

○委員 よい人材を採用するに当たっては、その採用職員の待遇を元々の雇用先の待遇に準じたものにすべきだと思います。特に、IT関係の技術者の雇用条件は、目黒区の職員と比べてよいものだと思いますが、その点について事務局の見解を教えてください。

○説明員 他の自治体では、この一般職の任期付の制度が既に導入されているところもございますが、目黒区では、このたび、初めてこの制度を導入することとなります。この制度は、任期を定めて一般職員を採用することのみを規定するものですので、実際により職員を採用できるかどうかにつきましては、採用者の給与や待遇などの勤務条件の整備の問題であり、そちらについては、別途検討する必要があると考えてございます。

また、協定による出向などの手法は、別の制度として成り立つ可能性がございますので、その制度の導入については、区全体で検討すべきことだと考えております。

○教育長 その他ご質問等ございますか。
特にないようですので採決を行います。
本件に賛成の委員は挙手を願います。

(全員挙手)

○教育長 全員賛成ですので、議案第33号は原案どおり可決します。
次に、日程第2を議題とします。

(日程第2 議案第34号 職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例(意見聴取))

○説明員 (資料により説明)

○教育長 この件についてご質問等はございませんか。

特にないようですので採決を行います。
本件に賛成の委員は挙手を願います。

(全員挙手)

○教育長 全員賛成ですので、議案第34号は原案どおり可決します。
次に、日程第3を議題とします。

(日程第3 令和2年度教育施策説明会(後期)の説明項目について(案)(報告事項))

○説明員 (資料により説明)

○教育長 この件についてご質問等はございませんか。

○委員 目黒区のホームページやきょういく広報では、教育施策説明会の内容について、「教育委員会の主な取組について」、「その他」と記載されていましたが、内容が確定したら、再度周知するのでしょうか。

また、この説明会の開催ですが、例年春と秋で計4回、全て土曜日に実施していると思います。小学校PTA連合会の総会などを踏まえ、日程を組んでいると思いますが、全て土曜日の実施となると、興味があるにもかかわらず、参加できない方が出てくると思います。ですので、平日に実施する回を設ければ、より多くの方に参加していただけるのではないかと思います。

○説明員 まず1点目の質問についてですが、教育施策説明会の開催の周知の段階では、内容が未定となっておりますので、具体的に掲載することができません。内容が確定した段階でホームページ等により周知を行えるかどうかにつきましては、今後検討してまいりたいと思います。

次に、教育施策説明会を土曜日に4回実施している件についてですが、過去においては平日に実施した実績もございます。ただ、近年は土曜日の実施が定着してきておりまして、今後、平日実施の需要がどれほどあるのか、機会を捉えてアンケートなどにより調査してまいりたいと考えてございます。

○教育長 その他ご質問等ございますか。

特にないようですのでこの報告を受けました。
次に日程第4を議題とします。

(日程第4 令和3年度隣接中学校希望入学制度申込結果(中間集計)について(報告事項))

- 説明員 (資料により説明)
- 教育長 この件についてご質問等はございませんか。
- 委員 説明を聞きますと、人気のある学校と人気のない学校が固定していると思うのですが、この点を課題と認識し、解決を目指しているのでしょうか。
- 説明員 人気のある学校と人気のない学校については、昔から同じ傾向が続いております。その原因としては、選択できる学校の数や、その地域での私立学校への進学率などが影響していると考えてございます。各学校では、この傾向を課題と考え、自らの学校の魅力を高めるために様々な取組をしております。小学校と中学校との連携、連合行事の実施などの取組みにより、学校の魅力を高め、学校説明会でその説明をし、区立中学校に進学していただけるよう努力を続けているところでございますが、その地域性もあり、ご指摘のような傾向となっておりまして、事務局としましては、各学校の取組が学校の魅力づくりにつながると考え、できる限りのサポートを行っているところでございます。
- 委員 この隣接制度の各学校の入と出の人数の数値は、ホームページ等で公開する予定でしょうか。
- 説明員 この申込みの最終結果に関する数値は、ホームページ等により公表する予定でございます。また、これまでのものも公表してございます。
- 委員 この隣接中学校希望入学制度の結果を見ますと、近年、統合の対象学校の出と入の申込者の差し引きの値が同じ傾向が続いています。統合の対象学校を人気の有無により選定していると地域住民の方々が考えるおそれがありますので、そのような誤解が生まれないよう補足説明を加えるなどの工夫をしていただけると幸いです。
- 説明員 隣接中学校希望入学制度の結果の公表については、これまでどおりやっていきたいと思っております。その中で、委員にご指摘いただきました今後の中学校の統合計画に伴う補足説明については、どのような形で対応できるか検討させていただきます。

- 教育長 その他ご質問等ございますか。
 特にないようですのでこの報告を受けました。
 次に日程第5を議題とします。
- （日程第5 令和2年度前期目黒区立学校におけるいじめの状況について
 （報告事項））
- 説明員 （資料により説明）
- 教育長 この件についてご質問等はございませんか。
- 委員 資料の9ページと10ページで「学校があまり楽しくない」と回答している人数の割合が、小学校6年生で増加している点と中学校3年生で減少している点が気になりました。この点について事務局の見解を教えてください。
- 説明員 小学校6年生で「学校があまり楽しくない」と回答している割合が増えている状況についてですが、このアンケートを実施した時期が9月であり、コロナ禍で様々な学校行事等が縮小又は中止となったことが要因の一つにあると考えてございます。また、中学校3年生につきましては、学校行事等も終わり、受験勉強に専念しなければならぬことから、学校に楽しさを求める気持ちが他学年よりも低い面があるためか、このような結果となったのではないかと考えてございます。
- 教育長 資料のつくりと語句の確認をさせてください。
 太枠囲みのところは、何を示しているのですか。
- 説明員 昨年度と比較して3%以上の差があるところを示してございます。
- 教育長 太枠で網かけのあるところと太枠で網かけのないところがありますが、それはどういうことですか。
- 説明員 太枠は、昨年度と比較して3%以上開きがあるというところを示しておりまして、網かけが増加をしたところですので、太枠で網かけのないところは、3%以上減少しております。
- 教育長 では、その旨を脚注に記載してください。
- 説明員 はい。そのように対応いたします。
- 教育長 次に、5ページの（3）の表で、②に校長・副校長による指導とありますが、⑦の訓告との違いを説明してください。
- 説明員 ⑦の訓告につきましては、校長が、学校教育法施行規則第26条に定める懲戒処分としての訓告であることを明示して行ったもの

でございます、②の校長・副校長が、いじめの児童・生徒に対して日常的に行っている指導とは、異なるものでございます。

○教育長 その他ご質問等ございますか。
 特にないようですのでこの報告を受けました。
 次に日程第6を議題とします。

（日程第6 令和2年度いじめ問題を考えるめぐろ子ども会議の実施について（報告事項））

○説明員 （資料により説明）

○教育長 この件についてご質問等はございませんか。

○委員 意見交流会や全体会などについては、目黒区だけでなく、様々な自治体で行っていると思います。また、全国レベルでもいじめ防止のため、様々な取組を行っていると思いますが、どのような取組が最も効果的か研究や検証を行っていますか。もし、まだ取り組んでいないのでしたら、ぜひ取り組んでいただきたいと思います。

○説明員 どのような取組が最も効果的かという視点での研究や検証は実施しておりませんが、それぞれの校区での会の実施方法の改善のため、工夫した取組や効果的な取組について校区間で意見交換を行う場を設け、情報共有を行い、改善に努めました。今回は、その取組を活かして実施することとなります。今後、更なる改善のため、他の自治体での取組につきましても、研究してまいりたいと思っております。

○委員 主題を「いじめのない学校をめざして」としてありますが、主題は毎年度同じなのでしょうか。いじめがなくなればよいと思いますが、現実としてなくすことは困難だと思います。なくすことを目指すのではなく、発見に注力する方が、結果として全体の件数を少なくできるのではないかと思います。

○説明員 委員のご指摘のとおり、いじめはなかなかなくならないものであることは、事務局としても認識しております。早期に発見し、対応することは大事であり、そのために教員はアンテナを張り、いじめの芽を見逃さないよう努めるべきであり、また、教員に隠れていじめが行われるおそれもありますので、子どもたち自身にもいじめを見逃さず、先生や保護者に適宜相談を行えるような体制を築くべきであるという思いは事務局も同じでございます。

 委員のご意見を踏まえ、主題を引き続き「いじめのない学校をめ

ざして」として実施していくことがふさわしいかどうかについては、今後検討を行いたいと思います。

○委員 いじめを受けた子どもの相談相手が見つかりにくいと先ほど説明されていましたが、資料にあるスクールカウンセラーは、どれほど機能しているのでしょうか。例えば、スクールカウンセラーが1人何件ほど相談を受けているのか、1つの学校でどの程度相談を受けているのか、そのようなデータはあるのでしょうか。

○説明員 スクールカウンセラーのデータですが、この次の報告事項である「令和2年度前期目黒区立学校における不登校の状況について」の資料の中に記載がございます。その資料の7ページをご覧ください。項番15がスクールカウンセラーの派遣状況についての記載でして、今年度の4月から9月までの相談件数が掲載されております。総件数は、小学校で5,196件でして、そのうち不登校に関連するものは523件です。中学校では2,474件でして、そのうち不登校に関するものは600件です。

○委員 この会議の参加者の人数は、学校長が決めているのでしょうか。その場合、私が傍聴したいときは、どのように連絡を取ればよいのか。後日で結構ですので、教えてください。

○説明員 資料の1ページの項番6の参観者の項目に、委員の皆様にも参観いただけるとご案内しております。現在、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、密を避ける取組が行われている状況ですので、参観者を限定している校区もございますが、教育委員の皆様には各学校で子ども会議を参観していただければと思いますので、参観される校区や日程を教えてくださいましたら個別にお伝えさせていただきます。

○教育長 先ほど委員からお尋ねのありましたいじめ問題とスクールカウンセラーの関わりの件についてですが、これは1つ前の「令和2年度前期目黒区立学校におけるいじめの状況について」の資料の5ページ(2)と(3)のそれぞれ①のところにスクールカウンセラー等の相談員による継続的なカウンセリングの件数が記載されておりますので、そちらもご確認ください。

○教育長 その他ご質問等ございますか。
特にないようですのでこの報告を受けました。
次に日程第7を議題とします。

(日程第7 令和2年度前期目黒区立学校における不登校の状況について

(報告事項)

○説明員 (資料により説明)

○教育長 この件についてご質問等はございませんか。

○委員 スクールカウンセラーが様々な対応を行っていることが、この資料を拝見してよく分かりました。教えていただきたいのですが、スクールカウンセラーのほかにスクールソーシャルワーカーという職種もありますが、この職種はスクールカウンセラーとどのように違うのでしょうか。この職種の概要を教えてください。

○説明員 スクールカウンセラーとスクールソーシャルワーカーの役割の違いをご説明させていただきます。

スクールカウンセラーの役割は、小中学校における児童・生徒に関するいじめや不登校、集団不適應の問題解決、発達障害等の支援です。そのため、スクールカウンセラーを小中学校に派遣し、児童・生徒、保護者、教職員等の相談活動を行っています。

次に、スクールソーシャルワーカーの役割ですが、不登校や虐待、非行等を解決するために学校や家庭、関係機関との連携を図り、直接的、間接的に児童・生徒とその保護者との関わり、困難な問題の解決を図ることです。そのため、スクールソーシャルワーカーを学校からの申請に基づき派遣しているところですが、不登校などへの対応については、スクールカウンセラーの役割と重複するところがございます。

任用資格についても補足させていただきますと、スクールカウンセラーは、臨床心理士の資格を持ち、児童・生徒の行動観察や保護者及び教職員との相談、カウンセリングなどを行い、派遣された学校の教職員として活動します。

一方、スクールソーシャルワーカーは、社会福祉士や精神保健福祉士等の資格を有し、教育や福祉の分野において活動経験のある福祉の専門家となっております。例えば、生活困窮など家庭環境に問題がある場合は、学校だけでは問題解決が困難なケースも多いのですが、そのような場合にスクールソーシャルワーカーが学校や福祉関係部署、医療機関や児童相談所、警察などの関係機関と連携して問題解決を図ることとなっております。

○委員 どちらも子どもの教育に関して重要な役割を担っていると思いますが、スクールカウンセラーの人数や勤務日数などについては、課題があるのでしょうか。

○説明員 スクールカウンセラーにつきましては、学校によりますが、週に2日から3日程度、活動しているところです。実際、中学校長会からもスクールカウンセラーの派遣日数を増やしてほしいという要望も出ておりますので、来年度に向けた増員も今検討しているところでございます。

また、スクールソーシャルワーカーにつきましては、現在、人数を増やしており、平成28年度まで1人体制でしたが、平成29年度に2人体制、令和元年度に3人体制、令和2年度では4人体制まで増員し、体制を強化している状況でございます。

○委員 最後に説明されたスクールソーシャルワーカーの人数が年々増えている状況についてですが、スクールソーシャルワーカーは目黒区全体でその人数ということなのでしょうか。

○説明員 小中学校も合わせて目黒区全体でその人数でございます。

○委員 5ページに不登校児童・生徒に対して、学習支援教室やめぐろ学校サポートセンター教育相談、スクールソーシャルワーカーなどで対応している件数が記載されています。これは、児童・生徒をいずれ学校へ戻す方向で支援を行っていると思いますが、フリースクールや病院などでは、ストレスの原因である学校を回避する形で対応する傾向にあります。資料を見ると、不登校の解消状況では「変化なし」の件数が多く、「登校できるようになった」の件数が少ないと思いました。児童・生徒は、学校に対してストレスを感じている現状があり、学校側はフリースクールなどでの学習を単位として認める支援形式が大きな流れとして出てきたのではないかと思います。私は、不登校となった児童・生徒を学校に戻す形の支援と戻さない形の支援を対立させず、協力関係を築き、何が原因となっているのか分析を行うことが、この問題の解決へと繋がると考えていますので、その点をぜひ検討してください。これは要望です。

○説明員 委員のご要望のとおり、平成29年度に教育機会確保法が改正され、不登校の子どもへの対応方針が、学校への復帰から、無理に登校させない方針へ転換されました。令和元年10月に文部科学省から通知も出され、民間のフリースクールや学校外の施設での学習も、一定条件を満たせば出席とみなすよう技術的助言がなされております。その経緯もございまして、学校は無理して行くものではないという認識が広まりつつあります。そういったことも、不登校児童・生徒の数字上の増加につながっているのではないかと

○教育長 その他ご質問等ございますか。
 特にないようですのでこの報告を受けました。
 次に日程第 8 を議題とします。

○説明員 (資料により説明)

○教育長 この件についてご質問等はありませんか。
特にないようですのでこの報告を受けました。

○教育長 その他なにかございますか。
 以上で本日の定例会を閉会します。

– 12 –